

住民税給与・年金停止・所得控除と65年金70十人的控除廃止・税額控除停止・所得控除10万円の還付、所得税・住民税・社会保険料まで十児童税額控除)

9歳以下の扶養家族がいる世帯

所得階層	税制改革前										税制改革後										
	負担率 (%)					負担額 (万円)					負担率 (%)					負担額 (万円)					
	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	社会 保険料 課税所得 比率	計	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	社会 保険料 課税所得 比率	計	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	社会 保険料 課税所得 比率	計	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	社会 保険料 課税所得 比率	計	
I	0.002	0.007	0.0%	13.1%	13.2%	2.66	9.92	20.29	-20.36	12.51	1.7%	6.4%	13.1%	6.4%	13.1%	0.359	0.668	1.7%	6.4%	13.1%	8.1%
II	0.022	0.039	0.1%	3.3%	12.7%	6.32	19.20	30.95	-30.27	26.20	2.5%	7.6%	12.3%	7.6%	12.3%	0.432	0.746	2.4%	7.3%	12.0%	10.4%
III	0.071	0.109	0.3%	0.9%	12.5%	11.44	28.92	39.51	-32.81	47.06	3.3%	8.2%	11.3%	8.2%	11.3%	0.524	0.731	2.9%	7.4%	9.3%	13.4%
IV	0.162	0.206	0.8%	1.3%	10.6%	18.33	36.21	45.03	-31.68	67.99	4.3%	8.5%	10.6%	8.5%	10.6%	0.508	0.660	3.5%	6.7%	7.4%	16.0%
V	0.216	0.258	1.1%	2.3%	10.9%	27.84	44.88	56.81	-33.65	95.98	5.3%	8.6%	10.9%	8.6%	10.9%	0.470	0.611	4.2%	6.2%	6.4%	18.3%
VI	0.280	0.316	1.5%	3.0%	10.6%	39.75	53.14	65.03	-34.66	123.07	6.5%	8.7%	10.6%	8.7%	10.6%	0.429	0.559	5.0%	5.7%	5.7%	20.1%
VII	0.341	0.373	2.1%	3.6%	10.2%	54.90	63.79	74.20	-35.36	157.53	7.5%	8.8%	10.2%	8.8%	10.2%	0.392	0.510	5.5%	5.1%	4.9%	21.6%
VIII	0.393	0.421	3.0%	4.1%	10.0%	72.03	86.27	87.28	-36.55	199.43	8.3%	8.9%	10.0%	8.9%	10.0%	0.354	0.469	5.3%	4.7%	4.2%	23.0%
IX	0.458	0.479	4.2%	4.7%	18.6%	98.18	96.22	104.70	-38.53	260.57	9.1%	8.9%	9.7%	8.9%	9.7%	0.309	0.416	5.0%	4.2%	3.6%	24.2%
X	0.573	0.588	8.2%	5.8%	8.4%	218.03	152.78	140.06	-42.16	468.72	13.0%	9.1%	8.4%	9.1%	8.4%	0.239	0.325	4.8%	3.3%	2.5%	28.0%
合計	0.339	0.369	3.0%	3.6%	10.1%	50.16	57.10	66.29	-34.30	139.25	7.7%	8.7%	10.1%	8.7%	10.1%	0.382	0.511	4.7%	3.3%	2.5%	21.3%

10歳～15歳の扶養家族がいる世帯

所得階層	税制改革前										税制改革後										
	負担率 (%)					負担額 (万円)					負担率 (%)					負担額 (万円)					
	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	社会 保険料 課税所得 比率	計	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	社会 保険料 課税所得 比率	計	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	社会 保険料 課税所得 比率	計	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	社会 保険料 課税所得 比率	計	
I	0.000	0.003	0.0%	15.3%	15.3%	2.35	9.29	22.59	-21.78	12.46	1.9%	6.3%	15.3%	6.3%	15.3%	0.326	0.643	1.6%	6.3%	14.7%	8.4%
II	0.029	0.047	0.1%	0.4%	11.9%	6.36	19.48	30.23	-31.95	24.11	2.5%	7.7%	11.9%	7.7%	11.9%	0.459	0.731	2.4%	7.3%	12.6%	9.5%
III	0.062	0.098	0.3%	0.8%	10.9%	11.47	29.07	38.63	-36.03	43.14	3.2%	8.2%	10.9%	8.2%	10.9%	0.524	0.732	2.9%	7.4%	10.2%	12.2%
IV	0.123	0.168	0.6%	1.5%	10.9%	17.48	37.19	47.02	-36.76	65.61	4.4%	8.5%	10.9%	8.5%	10.9%	0.503	0.688	3.4%	7.1%	8.4%	15.0%
V	0.185	0.234	1.0%	2.1%	11.0%	28.88	46.64	59.01	-37.69	96.85	5.4%	8.7%	11.0%	8.7%	11.0%	0.491	0.640	4.4%	6.6%	7.0%	18.1%
VI	0.254	0.296	1.4%	2.8%	10.6%	41.82	56.31	68.29	-39.41	127.00	6.5%	8.8%	10.6%	8.8%	10.6%	0.445	0.583	5.1%	6.0%	6.1%	19.7%
VII	0.305	0.346	1.9%	3.3%	10.5%	57.25	67.03	79.74	-41.06	162.96	7.5%	8.8%	10.5%	8.8%	10.5%	0.418	0.539	5.7%	5.5%	5.4%	21.4%
VIII	0.369	0.402	2.8%	3.9%	10.4%	76.16	78.82	92.46	-39.62	207.82	8.1%	8.9%	10.4%	8.9%	10.4%	0.370	0.488	5.8%	4.9%	4.5%	23.4%
IX	0.460	0.486	4.6%	4.8%	9.9%	127.06	99.00	109.92	-39.56	281.42	10.1%	9.0%	9.9%	9.0%	9.9%	0.316	0.411	5.6%	4.2%	3.8%	25.2%
X	0.600	0.616	9.6%	6.1%	8.2%	257.09	161.00	144.29	-41.92	520.46	14.6%	9.2%	8.2%	9.2%	8.2%	0.230	0.299	5.0%	3.0%	2.4%	29.6%
合計	0.362	0.393	3.8%	3.8%	10.1%	64.99	64.76	74.11	-37.69	166.16	8.8%	8.8%	10.1%	8.8%	10.1%	0.369	0.490	5.0%	3.0%	2.4%	22.6%

16歳～23歳の扶養家族がいる世帯

所得階層	税制改革前										税制改革後										
	負担率 (%)					負担額 (万円)					負担率 (%)					負担額 (万円)					
	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	社会 保険料 課税所得 比率	計	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	社会 保険料 課税所得 比率	計	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	社会 保険料 課税所得 比率	計	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	社会 保険料 課税所得 比率	計	
I	0.000	0.002	0.0%	16.2%	16.2%	2.16	9.07	20.62	-18.33	13.53	1.7%	7.1%	16.2%	7.1%	16.2%	0.341	0.714	1.7%	7.1%	14.4%	10.8%
II	0.016	0.039	0.1%	3.3%	13.7%	6.49	19.87	33.13	-27.75	31.75	2.6%	8.0%	13.4%	8.0%	13.4%	0.487	0.763	2.5%	7.7%	11.2%	12.8%
III	0.051	0.088	0.3%	0.7%	11.1%	10.33	28.16	37.25	-28.94	46.60	3.1%	8.4%	11.1%	8.4%	11.1%	0.510	0.754	2.8%	7.7%	8.7%	14.0%
IV	0.099	0.153	0.6%	1.3%	10.7%	16.45	36.64	45.09	-31.47	66.71	3.3%	8.7%	10.7%	8.7%	10.7%	0.514	0.714	3.3%	7.4%	7.5%	15.8%
V	0.146	0.212	0.7%	1.9%	11.5%	25.07	45.06	59.55	-33.23	96.46	4.3%	8.7%	11.5%	8.7%	11.5%	0.513	0.660	4.1%	6.9%	6.9%	18.7%
VI	0.196	0.256	1.0%	2.3%	11.0%	33.58	53.93	67.01	-34.01	120.51	5.5%	8.8%	11.0%	8.8%	11.0%	0.474	0.624	4.5%	6.5%	5.4%	21.4%
VII	0.278	0.334	1.6%	3.2%	10.6%	50.41	64.80	76.98	-35.81	156.39	6.3%	8.9%	10.6%	8.9%	10.6%	0.433	0.553	5.3%	5.7%	4.9%	24.9%
VIII	0.343	0.389	2.5%	3.8%	10.7%	71.74	77.70	93.82	-35.18	208.09	8.2%	8.9%	10.7%	8.9%	10.7%	0.387	0.500	5.8%	5.1%	4.0%	23.8%
IX	0.419	0.456	3.8%	4.5%	10.1%	101.72	96.45	109.20	-35.49	271.88	9.3%	9.0%	10.1%	9.0%	10.1%	0.339	0.441	5.7%	4.5%	3.3%	25.3%
X	0.613	0.634	10.8%	6.3%	7.8%	286.70	168.94	142.83	-36.72	561.75	15.6%	9.2%	7.8%	9.2%	7.8%	0.221	0.287	4.8%	2.9%	2.0%	30.6%
合計	0.371	0.411	4.4%	4.0%	10.0%	72.89	69.29	77.61	-32.97	186.82	10.0%	8.9%	10.0%	8.9%	10.0%	0.362	0.480	4.9%	2.9%	2.0%	24.0%

住民税給与・年金廃止・所得税給与と65年70+人の控除除13.5万円の還付、所得税・住民税・社会保険料まで10月重額控除

所得階層	税制改革前						税制改革後												
	住民税		所得税		負担率(%)		住民税		所得税		負担率(%)								
	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	住民税 社会 保険料	税額控除 計	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	住民税 社会 保険料	税額控除 計							
I	0.008	0.012	0.0%	0.1%	14.5%	14.6%	0.194	0.810	0.73	6.05	10.79	-10.69	6.87	0.186	0.798	0.9%	8.0%	-14.3%	-5.4%
II	0.031	0.044	0.2%	0.4%	10.9%	11.4%	0.403	0.950	3.62	15.06	19.29	-20.75	17.21	0.372	0.806	1.9%	8.1%	-11.7%	-1.7%
III	0.079	0.107	0.4%	0.9%	10.2%	11.5%	0.517	0.873	7.01	22.50	26.27	-24.48	31.30	0.438	0.766	2.3%	7.8%	-9.5%	0.6%
IV	0.142	0.177	0.7%	1.9%	9.8%	12.1%	0.579	0.985	10.91	28.78	31.84	-26.25	45.18	0.417	0.708	2.6%	7.3%	-8.1%	1.8%
V	0.194	0.232	1.0%	2.8%	10.0%	13.2%	0.612	0.987	15.72	35.33	39.98	-28.50	62.52	0.418	0.655	3.0%	6.7%	-7.2%	2.5%
VI	0.260	0.294	1.4%	2.1%	10.0%	14.1%	0.648	0.989	23.28	43.12	48.40	-30.71	84.09	0.388	0.594	3.4%	6.1%	-6.3%	3.2%
VII	0.319	0.352	1.8%	3.4%	10.0%	15.2%	0.681	0.891	34.22	52.79	59.16	-33.19	112.97	0.362	0.539	3.9%	5.5%	-5.6%	3.8%
VIII	0.377	0.405	2.6%	4.0%	10.1%	16.7%	0.708	0.893	49.94	64.68	73.51	-34.42	153.31	0.330	0.488	4.3%	5.0%	-4.8%	4.5%
IX	0.449	0.471	3.7%	4.6%	10.0%	18.3%	0.740	0.897	72.19	80.15	89.12	-34.22	207.23	0.292	0.426	4.4%	4.3%	-3.8%	4.9%
X	0.599	0.612	8.8%	6.1%	8.4%	23.3%	0.810	0.914	183.61	129.25	118.55	-33.64	397.76	0.211	0.302	4.1%	3.1%	-2.4%	4.8%
合計	0.372	0.396	3.8%	3.9%	9.7%	17.3%	0.690	0.894	400.7	47.77	51.69	-27.69	111.84	0.319	0.498	3.7%	5.1%	-5.2%	3.6%

勤労世帯

所得階層	税制改革前						税制改革後												
	住民税		所得税		負担率(%)		住民税		所得税		負担率(%)								
	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	住民税 社会 保険料	税額控除 計	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	住民税 社会 保険料	税額控除 計							
I	0.011	0.018	0.1%	0.1%	18.0%	18.2%	0.329	0.728	1.71	7.58	18.94	-16.24	12.00	0.319	0.710	1.6%	7.1%	-15.5%	-6.8%
II	0.049	0.072	0.2%	0.6%	13.3%	14.1%	0.479	0.804	4.96	16.34	27.16	-26.06	22.41	0.430	0.732	2.2%	7.4%	-12.7%	-3.2%
III	0.111	0.149	0.6%	1.3%	11.8%	13.7%	0.562	0.846	8.65	24.32	34.18	-29.68	37.47	0.450	0.696	2.4%	7.1%	-10.3%	-0.7%
IV	0.171	0.212	0.9%	1.9%	11.2%	13.9%	0.616	0.866	13.98	31.61	40.99	-31.92	54.26	0.445	0.653	2.8%	6.7%	-8.7%	0.8%
V	0.213	0.255	1.1%	2.3%	11.4%	14.8%	0.641	0.870	20.13	39.12	51.46	-34.48	76.23	0.428	0.615	3.4%	6.3%	-7.6%	2.1%
VI	0.275	0.311	1.5%	3.0%	10.9%	15.3%	0.669	0.878	27.93	46.07	57.35	-34.37	96.98	0.394	0.567	3.9%	5.8%	-6.5%	3.1%
VII	0.326	0.360	1.9%	3.5%	10.5%	15.9%	0.693	0.895	38.41	55.12	65.76	-35.57	123.72	0.367	0.525	4.3%	5.4%	-5.7%	3.9%
VIII	0.377	0.406	2.6%	4.0%	10.6%	17.1%	0.713	0.889	52.67	66.22	78.64	-35.71	161.81	0.335	0.483	4.5%	4.9%	-4.8%	4.6%
IX	0.447	0.469	3.7%	4.6%	10.2%	18.5%	0.741	0.894	73.42	80.75	92.18	-34.74	211.61	0.294	0.425	4.5%	4.3%	-3.8%	4.9%
X	0.588	0.601	8.4%	6.0%	8.7%	23.1%	0.806	0.910	175.88	126.57	121.26	-33.74	389.97	0.218	0.310	4.2%	3.1%	-2.4%	4.9%
合計	0.403	0.428	4.1%	4.2%	10.2%	18.5%	0.719	0.889	54.15	59.15	67.95	-32.74	148.53	0.317	0.461	4.1%	4.7%	-4.9%	3.8%

年金世帯

所得階層	税制改革前						税制改革後												
	住民税		所得税		負担率(%)		住民税		所得税		負担率(%)								
	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	住民税 社会 保険料	税額控除 計	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	住民税 社会 保険料	税額控除 計							
I	0.000	0.000	0.0%	0.0%	11.2%	11.2%	0.087	0.860	0.33	6.77	8.58	-9.96	5.72	0.087	0.880	0.4%	8.9%	-13.0%	-3.7%
II	0.003	0.006	0.0%	0.0%	8.1%	8.2%	0.305	0.904	2.34	13.87	12.38	-16.11	12.48	0.302	0.898	1.5%	9.1%	-10.6%	0.0%
III	0.029	0.043	0.1%	0.4%	8.1%	8.6%	0.453	0.907	5.16	20.47	18.07	-19.20	24.50	0.424	0.864	2.2%	8.8%	-8.6%	2.4%
IV	0.089	0.113	0.4%	1.0%	7.7%	9.2%	0.520	0.913	7.34	25.29	21.15	-19.85	33.93	0.431	0.800	2.2%	8.2%	-7.2%	3.2%
V	0.150	0.180	0.8%	1.7%	7.5%	10.6%	0.556	0.917	9.60	30.11	24.61	-20.64	43.67	0.406	0.738	2.2%	7.6%	-6.3%	3.4%
VI	0.201	0.230	1.0%	2.2%	7.4%	10.6%	0.579	0.917	12.65	36.34	29.22	-22.92	55.30	0.378	0.687	2.2%	7.1%	-5.8%	3.4%
VII	0.261	0.287	1.3%	2.8%	7.2%	11.3%	0.609	0.921	16.93	43.46	33.97	-24.37	69.99	0.347	0.635	2.3%	6.5%	-5.2%	3.6%
VIII	0.340	0.362	1.8%	3.5%	6.8%	12.1%	0.645	0.927	23.52	52.13	37.97	-25.48	88.15	0.304	0.565	2.4%	5.8%	-4.5%	3.6%
IX	0.411	0.428	2.5%	4.2%	5.9%	12.6%	0.688	0.939	36.78	63.70	40.10	-25.45	115.12	0.277	0.511	2.9%	5.2%	-3.8%	4.4%
X	0.495	0.507	4.2%	5.0%	4.9%	14.1%	0.731	0.947	74.68	91.81	47.55	-27.89	186.15	0.235	0.441	3.5%	4.5%	-2.9%	5.1%
合計	0.147	0.168	0.8%	1.6%	7.7%	10.1%	0.508	0.914	7.42	23.73	19.88	-18.32	32.71	0.361	0.746	2.1%	7.6%	-7.1%	2.6%

住民税給与・年金停止所得税除給与65年金70+人的控除停止上税額控除入(税額控除13.5万円の還付、所得税・住民税・社会保険料まで十児童税額控除)

9歳以下の扶養家族がいる世帯

所得階層	税制改革前						税制改革後					
	所得税		住民税		負担率(%)		所得税		住民税		負担率(%)	
	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	社会 保険料	計	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	社会 保険料	計
I	0.002	0.007	0.0%	0.0%	0.0%	13.1%	2.66	9.92	20.29	-24.07	8.80	8.80
II	0.022	0.039	0.1%	0.3%	0.3%	12.7%	6.32	19.20	30.98	-37.71	18.77	18.77
III	0.071	0.109	0.3%	0.9%	1.3%	12.5%	11.44	28.92	39.51	-42.90	36.97	36.97
IV	0.162	0.206	0.8%	1.8%	1.6%	13.2%	18.33	36.21	45.03	-42.23	57.33	57.33
V	0.216	0.298	1.1%	2.3%	1.9%	14.3%	27.84	44.88	56.81	-44.91	84.82	84.82
VI	0.280	0.316	1.5%	3.0%	1.6%	15.1%	39.75	53.14	65.03	-46.43	111.49	111.49
VII	0.341	0.373	2.1%	3.6%	1.9%	15.9%	54.90	63.79	74.20	-47.11	145.79	145.79
VIII	0.393	0.421	3.0%	4.1%	1.7%	17.1%	72.03	76.97	87.28	-49.11	187.18	187.18
IX	0.458	0.419	4.2%	4.7%	1.6%	18.6%	98.18	96.22	104.70	-51.54	247.56	247.56
X	0.573	0.588	8.2%	5.8%	1.4%	22.4%	218.03	152.78	140.06	-56.49	454.38	454.38
合計	0.339	0.369	3.0%	3.6%	1.6%	16.7%	50.16	57.10	66.29	-45.34	128.21	128.21

10歳～15歳の扶養家族がいる世帯

所得階層	税制改革前						税制改革後					
	所得税		住民税		負担率(%)		所得税		住民税		負担率(%)	
	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	社会 保険料	計	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	社会 保険料	計
I	0.000	0.003	0.0%	0.0%	0.0%	15.3%	2.35	9.29	22.59	-25.75	8.49	8.49
II	0.029	0.047	0.1%	0.4%	1.1%	12.4%	6.36	19.48	30.23	-38.97	17.10	17.10
III	0.062	0.098	0.3%	0.8%	1.0%	12.1%	11.47	29.07	38.63	-46.43	32.75	32.75
IV	0.123	0.168	0.6%	1.5%	1.0%	13.0%	17.48	37.19	47.70	-48.36	54.01	54.01
V	0.185	0.234	1.0%	2.1%	1.1%	14.1%	28.88	46.64	59.02	-50.07	84.47	84.47
VI	0.254	0.296	1.4%	2.8%	1.0%	14.8%	41.82	56.31	68.29	-52.23	114.18	114.18
VII	0.305	0.346	1.9%	3.3%	1.0%	15.7%	57.25	67.03	79.74	-54.60	149.42	149.42
VIII	0.369	0.402	2.8%	3.9%	1.0%	17.2%	76.16	78.82	92.46	-52.33	195.10	195.10
IX	0.460	0.486	4.6%	4.8%	0.9%	19.3%	112.06	99.00	109.92	-52.77	268.21	268.21
X	0.600	0.616	9.6%	6.1%	0.8%	23.9%	257.09	161.00	144.29	-56.10	506.28	506.28
合計	0.362	0.393	3.8%	3.8%	1.0%	17.7%	64.99	64.76	74.11	-49.46	154.40	154.40

16歳～23歳の扶養家族がいる世帯

所得階層	税制改革前						税制改革後					
	所得税		住民税		負担率(%)		所得税		住民税		負担率(%)	
	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	社会 保険料	計	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	社会 保険料	計
I	0.000	0.002	0.0%	0.0%	0.0%	16.2%	2.16	9.07	20.62	-22.16	9.70	9.70
II	0.016	0.039	0.1%	0.3%	1.3%	13.4%	6.49	19.97	33.13	-35.00	24.50	24.50
III	0.051	0.088	0.3%	0.7%	1.1%	12.1%	10.33	28.16	37.25	-37.01	38.73	38.73
IV	0.099	0.153	0.6%	1.3%	1.0%	12.6%	16.45	36.64	45.09	-40.92	57.26	57.26
V	0.146	0.212	0.7%	1.8%	1.1%	14.1%	25.07	45.06	59.55	-43.91	85.79	85.79
VI	0.196	0.256	1.0%	2.3%	1.1%	14.3%	33.58	53.93	67.01	-44.77	109.79	109.79
VII	0.278	0.334	1.6%	3.2%	1.0%	15.4%	50.41	64.80	76.98	-47.31	144.88	144.88
VIII	0.343	0.389	2.5%	3.8%	1.0%	17.0%	71.74	77.70	93.82	-46.15	197.52	197.52
IX	0.419	0.456	3.8%	4.5%	1.0%	18.4%	101.72	96.45	109.20	-46.82	260.54	260.54
X	0.613	0.634	10.8%	6.3%	0.8%	24.9%	286.70	168.94	142.83	-48.74	549.74	549.74
合計	0.371	0.411	4.4%	4.0%	1.0%	18.4%	72.89	69.29	77.61	-43.13	176.66	176.66

住民税給与・年金廃止と所得税給与65年金70+人的控除廃止と税額控除13.5万円の還付、所得税・住民税・社会保険料まで+児童税額控除) 15歳以下の扶養家族がいる世帯

所得階層	税制改革前						税制改革後														
	所得税		住民税		負担率(%)		所得税		住民税		負担率(%)										
	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	住民税 社会 保険料	計	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	住民税 社会 保険料	計									
I	0.001	0.005	0.0%	0.0%	0.0%	15.0%	2.39	9.14	22.01	-24.40	9.15	1.6%	6.2%	15.0%	6.2%	0.337	0.642	1.6%	6.2%	-16.6%	8.9%
II	0.026	0.043	0.1%	0.3%	0.3%	12.7%	6.24	19.16	30.60	-37.28	18.72	2.5%	7.7%	12.2%	7.5%	0.469	0.740	2.4%	7.3%	-14.9%	-5.2%
III	0.071	0.109	0.4%	0.9%	0.9%	12.4%	11.25	28.66	38.87	-42.77	36.00	3.2%	8.2%	11.2%	10.2%	0.520	0.728	2.9%	7.4%	-12.3%	-2.1%
IV	0.151	0.195	0.8%	1.7%	1.7%	13.1%	17.71	36.24	45.42	-43.06	56.30	4.2%	8.5%	10.7%	10.1%	0.502	0.668	3.4%	6.8%	-10.1%	0.1%
V	0.209	0.253	1.1%	2.3%	2.3%	14.3%	27.44	44.96	57.15	-45.28	84.27	5.3%	8.6%	11.0%	8.7%	0.473	0.618	4.2%	6.3%	-8.7%	1.9%
VI	0.270	0.308	1.5%	2.9%	2.9%	15.0%	39.32	53.55	65.45	-46.89	111.43	6.4%	8.7%	10.6%	18.1%	0.434	0.569	4.9%	5.8%	-7.5%	3.1%
VII	0.326	0.362	2.0%	3.5%	3.5%	15.9%	54.79	64.41	76.08	-48.87	146.40	7.5%	8.8%	10.4%	20.0%	0.402	0.521	5.5%	5.3%	-6.1%	4.1%
VIII	0.385	0.414	2.9%	4.1%	4.1%	17.2%	73.07	77.06	88.87	-49.33	189.67	8.4%	8.9%	10.2%	21.8%	0.359	0.476	5.5%	4.8%	-5.7%	4.8%
IX	0.462	0.486	4.4%	4.8%	4.8%	19.1%	104.84	96.84	107.01	-50.78	257.91	9.7%	8.9%	9.9%	23.8%	0.311	0.410	5.3%	4.1%	-4.7%	4.7%
X	0.583	0.600	8.7%	6.0%	6.0%	23.1%	230.29	153.43	140.81	-54.62	469.90	13.7%	9.1%	8.4%	27.9%	0.236	0.314	4.9%	3.2%	-3.2%	4.9%
合計	0.352	0.382	3.4%	3.7%	3.7%	17.2%	55.71	59.88	69.36	-45.78	139.17	8.2%	8.8%	10.1%	20.4%	0.374	0.500	4.8%	5.1%	-6.7%	3.2%

23歳以下の扶養家族がいる世帯

所得階層	税制改革前						税制改革後														
	所得税		住民税		負担率(%)		所得税		住民税		負担率(%)										
	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	住民税 社会 保険料	計	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	住民税 社会 保険料	計									
I	0.001	0.004	0.0%	0.0%	0.0%	15.2%	2.22	8.90	20.67	-22.23	9.56	1.6%	6.5%	15.2%	7.0%	0.334	0.668	1.6%	6.5%	-16.4%	-8.2%
II	0.024	0.043	0.1%	0.3%	0.3%	13.0%	6.16	19.05	30.88	-35.64	20.45	2.5%	7.7%	12.6%	8.3%	0.471	0.746	2.4%	7.4%	-14.5%	-4.7%
III	0.069	0.107	0.3%	0.9%	0.9%	12.4%	10.90	28.32	38.20	-40.39	37.03	3.2%	8.3%	11.2%	10.8%	0.514	0.733	2.8%	7.4%	-11.8%	-1.6%
IV	0.145	0.191	0.8%	1.7%	1.7%	13.1%	17.32	36.01	45.04	-41.49	56.89	4.1%	8.6%	10.7%	13.5%	0.501	0.674	3.4%	6.9%	-9.9%	0.4%
V	0.199	0.247	1.0%	2.2%	2.2%	14.3%	26.55	44.64	57.13	-43.95	84.37	5.1%	8.6%	11.1%	16.3%	0.477	0.624	4.1%	6.4%	-8.5%	2.0%
VI	0.260	0.302	1.4%	2.8%	2.8%	15.0%	37.77	53.13	65.26	-45.34	110.82	6.2%	8.7%	10.7%	18.2%	0.438	0.576	4.8%	5.9%	-7.4%	3.2%
VII	0.316	0.357	1.9%	3.4%	3.4%	15.8%	52.76	63.87	75.52	-46.94	145.21	7.3%	8.8%	10.4%	20.0%	0.406	0.528	5.4%	5.4%	-6.5%	4.3%
VIII	0.374	0.408	2.8%	4.0%	4.0%	17.2%	71.46	76.59	89.57	-47.04	190.57	8.3%	8.9%	10.4%	22.1%	0.364	0.481	5.5%	4.9%	-5.5%	4.9%
IX	0.445	0.473	4.1%	4.7%	4.7%	18.3%	101.53	95.84	107.01	-47.92	256.46	9.5%	8.9%	10.0%	23.9%	0.320	0.423	5.3%	4.3%	-4.5%	5.1%
X	0.590	0.608	9.3%	6.0%	6.0%	23.6%	242.63	156.78	142.39	-51.09	490.70	14.1%	9.1%	8.3%	28.6%	0.231	0.307	4.8%	3.1%	-3.0%	5.0%
合計	0.359	0.392	3.6%	3.8%	3.8%	17.6%	59.37	62.02	71.33	-43.85	148.87	8.4%	8.8%	10.1%	21.1%	0.368	0.493	4.8%	5.0%	-6.2%	3.6%

住民税給与・年金停止上所得税給与65年70+人の控除廃止上税額控除導入(所得税・住民税・社会保険料まで+児童税額控除)

所得階層	税制改革前										税制改革後																										
	所得税					住民税					社会保険料					税額控除計					負担率(%)																
	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率									
I	0.008	0.012	0.000	0.0%	0.1%	14.5%	14.6%	0.194	0.810	0.73	6.05	10.79	-11.21	6.35	0.9%	8.1%	14.5%	-15.0%	8.5%	0.186	0.798	0.9%	8.0%	-15.0%	8.5%	0.186	0.798	0.9%	8.0%	-15.0%	8.5%	0.186	0.798	0.9%	8.0%	-15.0%	8.5%
II	0.031	0.044	0.006	0.0%	0.4%	10.9%	11.4%	0.403	0.850	3.62	15.06	19.29	-22.16	15.80	2.0%	8.5%	10.9%	-12.5%	8.9%	0.372	0.806	1.9%	8.1%	-12.5%	8.9%	0.372	0.806	1.9%	8.1%	-12.5%	8.9%	0.372	0.806	1.9%	8.1%	-12.5%	8.9%
III	0.079	0.107	0.043	0.1%	0.9%	11.5%	12.1%	0.517	0.873	7.01	22.50	26.27	-26.65	29.13	2.7%	8.7%	10.2%	-10.3%	11.3%	0.438	0.766	2.3%	7.8%	-10.3%	11.3%	0.438	0.766	2.3%	7.8%	-10.3%	11.3%	0.438	0.766	2.3%	7.8%	-10.3%	11.3%
IV	0.142	0.177	0.076	0.2%	1.6%	9.8%	12.1%	0.579	0.885	10.81	28.78	31.84	-28.77	42.66	3.3%	8.8%	9.8%	-8.8%	13.1%	0.437	0.708	2.6%	7.3%	-8.8%	13.1%	0.437	0.708	2.6%	7.3%	-8.8%	13.1%	0.437	0.708	2.6%	7.3%	-8.8%	13.1%
V	0.194	0.232	0.106	0.3%	2.1%	10.0%	13.2%	0.612	0.887	15.72	35.33	39.98	-31.32	59.70	3.9%	8.9%	10.0%	-7.9%	15.0%	0.418	0.655	3.0%	6.7%	-7.9%	15.0%	0.418	0.655	3.0%	6.7%	-7.9%	15.0%	0.418	0.655	3.0%	6.7%	-7.9%	15.0%
VI	0.260	0.294	0.148	0.4%	2.8%	10.0%	14.1%	0.648	0.889	33.28	43.12	48.40	-33.76	81.04	4.8%	8.9%	10.0%	-7.0%	16.7%	0.388	0.594	3.4%	6.1%	-7.0%	16.7%	0.388	0.594	3.4%	6.1%	-7.0%	16.7%	0.388	0.594	3.4%	6.1%	-7.0%	16.7%
VII	0.319	0.352	0.188	0.5%	3.4%	10.0%	15.2%	0.681	0.891	34.22	52.79	59.16	-36.55	109.61	5.8%	8.9%	10.0%	-6.2%	18.5%	0.362	0.539	3.9%	5.5%	-6.2%	18.5%	0.362	0.539	3.9%	5.5%	-6.2%	18.5%	0.362	0.539	3.9%	5.5%	-6.2%	18.5%
VIII	0.377	0.405	0.208	0.6%	4.0%	10.1%	16.7%	0.708	0.893	49.54	64.68	73.51	-37.91	149.82	6.8%	8.9%	10.1%	-5.2%	20.7%	0.330	0.488	4.3%	5.0%	-5.2%	20.7%	0.330	0.488	4.3%	5.0%	-5.2%	20.7%	0.330	0.488	4.3%	5.0%	-5.2%	20.7%
IX	0.449	0.471	0.249	0.7%	4.6%	10.0%	18.3%	0.740	0.897	72.19	80.15	89.12	-37.71	203.74	8.1%	9.0%	10.0%	-4.2%	22.8%	0.292	0.426	4.4%	4.3%	-4.2%	22.8%	0.292	0.426	4.4%	4.3%	-4.2%	22.8%	0.292	0.426	4.4%	4.3%	-4.2%	22.8%
X	0.599	0.612	0.318	0.8%	6.1%	8.4%	23.3%	0.810	0.914	183.61	129.25	118.55	-37.19	394.22	13.0%	9.1%	8.4%	-2.6%	27.9%	0.211	0.302	4.1%	3.1%	-2.6%	27.9%	0.211	0.302	4.1%	3.1%	-2.6%	27.9%	0.211	0.302	4.1%	3.1%	-2.6%	27.9%
合計	0.372	0.396	0.218	0.8%	3.8%	9.7%	17.3%	0.690	0.894	40.07	47.77	51.69	-30.32	109.21	7.5%	8.9%	9.7%	-5.7%	20.4%	0.319	0.498	3.7%	5.1%	-5.7%	20.4%	0.319	0.498	3.7%	5.1%	-5.7%	20.4%	0.319	0.498	3.7%	5.1%	-5.7%	20.4%

勤労世帯

所得階層	税制改革前										税制改革後																										
	所得税					住民税					社会保険料					税額控除計					負担率(%)																
	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率
I	0.011	0.018	0.01%	0.1%	18.0%	18.2%	0.329	0.728	1.71	7.58	18.94	-17.25	10.98	1.6%	7.2%	18.0%	-16.4%	10.5%	0.319	0.710	1.6%	7.1%	-16.4%	10.5%	0.319	0.710	1.6%	7.1%	-16.4%	10.5%	0.319	0.710	1.6%	7.1%	-16.4%	10.5%	
II	0.049	0.072	0.02%	0.2%	13.3%	14.1%	0.479	0.804	4.96	16.34	27.16	-28.03	20.43	2.4%	8.0%	13.3%	-13.7%	12.0%	0.430	0.732	2.2%	7.4%	-13.7%	12.0%	0.430	0.732	2.2%	7.4%	-13.7%	12.0%	0.430	0.732	2.2%	7.4%	-13.7%	12.0%	
III	0.111	0.149	0.06%	0.3%	11.8%	13.7%	0.562	0.846	8.65	24.32	34.18	-32.42	34.73	3.0%	8.4%	11.8%	-11.2%	12.0%	0.450	0.696	2.4%	7.1%	-11.2%	12.0%	0.450	0.696	2.4%	7.1%	-11.2%	12.0%	0.450	0.696	2.4%	7.1%	-11.2%	12.0%	
IV	0.171	0.212	0.09%	0.5%	11.2%	13.9%	0.616	0.866	13.58	31.61	40.99	-35.10	51.07	3.7%	8.6%	11.2%	-9.6%	13.9%	0.445	0.653	2.8%	6.7%	-9.6%	13.9%	0.445	0.653	2.8%	6.7%	-9.6%	13.9%	0.445	0.653	2.8%	6.7%	-9.6%	13.9%	
V	0.213	0.255	0.1%	0.7%	11.4%	14.8%	0.641	0.870	20.13	39.12	51.46	-38.04	72.66	4.5%	8.7%	11.4%	-8.4%	16.1%	0.428	0.615	3.4%	6.3%	-8.4%	16.1%	0.428	0.615	3.4%	6.3%	-8.4%	16.1%	0.428	0.615	3.4%	6.3%	-8.4%	16.1%	
VI	0.275	0.311	0.15%	1.0%	10.9%	15.3%	0.669	0.878	27.93	46.07	57.35	-37.88	93.46	5.3%	8.8%	10.9%	-7.2%	17.8%	0.394	0.567	3.9%	5.8%	-7.2%	17.8%	0.394	0.567	3.9%	5.8%	-7.2%	17.8%	0.394	0.567	3.9%	5.8%	-7.2%	17.8%	
VII	0.326	0.360	0.19%	1.3%	10.5%	15.9%	0.693	0.885	38.41	55.12	65.76	-39.21	120.08	6.2%	8.9%	10.5%	-6.3%	19.3%	0.367	0.525	4.3%	5.4%	-6.3%	19.3%	0.367	0.525	4.3%	5.4%	-6.3%	19.3%	0.367	0.525	4.3%	5.4%	-6.3%	19.3%	
VIII	0.377	0.406	0.26%	1.8%	10.6%	17.1%	0.713	0.889	52.67	66.22	78.64	-39.34	158.18	7.1%	8.9%	10.6%	-5.3%	21.2%	0.335	0.483	4.5%	4.9%	-5.3%	21.2%	0.335	0.483	4.5%	4.9%	-5.3%	21.2%	0.335	0.483	4.5%	4.9%	-5.3%	21.2%	
IX	0.447	0.469	0.37%	2.5%	10.2%	18.5%	0.741	0.894	80.75	92.18	92.18	-38.30	208.06	8.1%	8.9%	10.2%	-4.2%	23.0%	0.294	0.425	4.5%	4.3%	-4.2%	23.0%	0.294	0.425	4.5%	4.3%	-4.2%	23.0%	0.294	0.425	4.5%	4.3%	-4.2%	23.0%	
X	0.588	0.601	0.4%	3.0%	8.7%	23.1%	0.806	0.910	175.88	126.57	121.26	-37.30	386.42	12.7%	9.1%	8.7%	-2.7%	27.8%	0.218	0.310	4.2%	3.1%	-2.7%	27.8%	0.218	0.310	4.2%	3.1%	-2.7%	27.8%	0.218	0.310	4.2%	3.1%	-2.7%	27.8%	
合計	0.403	0.428	0.21%	1.4%	10.2%	18.5%	0.719	0.889	54.15	59.15	67.95	-36.00	145.27	8.1%	8.9%	10.2%	-5.4%	21.8%	0.317	0.461	4.1%	4.7%	-5.4%	21.8%	0.317	0.461	4.1%	4.7%	-5.4%	21.8%	0.317	0.461	4.1%	4.7%	-5.4%	21.8%	

年金世帯

所得階層	税制改革前										税制改革後																										
	所得税					住民税					社会保険料					税額控除計					負担率(%)																
	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率	所得税 課税所得 比率
I	0.000	0.000	0.0%	0.0%	11.2%	11.2%	0.087	0.880	0.33	6.77	8.58	-10.31	5.37	0.4%	8.9%	11.2%	-13.5%	7.0%	0.087	0.880	0.4%	8.9%	-13.5%	7.0%	0.087	0.880	0.4%	8.9%	-13.5%	7.0%	0.087	0.880	0.4%	8.9%	-13.5%	7.0%	
II	0.003	0.006	0.0%	0.0%	8.1%	8.2%	0.305	0.904	2.34	13.87	12.38	-17.02	11.58	1.5%	9.1%	8.1%	-11.2%	7.6%	0.302	0.898	1.5%	9.1%	-11.2%	7.6%	0.302	0.898	1.5%	9.1%	-11.2%	7.6%	0.302	0.898	1.5%	9.1%	-11.2%	7.6%	
III	0.029	0.043	0.1%	0.4%	8.1%	8.6%	0.453	0.907	5.16	20.47	18.07	-20.78	22.92	2.3%	9.1%	8.1%	-9.3%	10.2%	0.424	0.864	2.2%	8.8%	-9.3%	10.2%	0.424	0.864	2.2%	8.8%	-9.3%	10.2%	0.424	0.864	2.2%	8.8%	-9.3%	10.2%	
IV	0.089	0.113	0.4%	1.0%	7.7%	9.2%	0.520	0.913	7.34	25.29	21.15	-21.61	32.17	2.7%	9.2%	7.7%	-7.9%	11.7%	0.431	0.800	2.2%	8.2%	-7.9%	11.7%	0.431	0.800	2.2%	8.2%	-7.9%	11.7%	0.431	0.800	2.2%	8.2%	-7.9%	11.7%	
V	0.150	0.180	0.8%	1.7%	7.5%	10.0%	0.556	0.917	9.60	30.11	24.61	-22.46	41.85	2.9%	9.2%																						

住民税給与・年金廃止・所得控除と65年70以上の控除廃止・所得控除15万円の還付・住民税・社会保険料まで十児童控除控除) 9歳以下の扶養家族がいる世帯

所得階層	税制改革前										税制改革後										
	所得税		住民税		社会保険料		負担額(万円)		負担率(%)		所得税		住民税		社会保険料		負担額(万円)		負担率(%)		
	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	
I	0.002	0.007	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	13.2%	0.362	0.675	2.66	9.92	20.29	-25.21	7.66	1.7%	6.4%	13.1%	0.359	0.668	1.7%	6.4%
II	0.022	0.039	0.1%	0.3%	12.7%	12.7%	0.504	0.786	6.32	19.20	30.95	-40.29	16.18	2.5%	7.6%	12.3%	0.482	0.746	2.4%	7.3%	
III	0.071	0.109	0.3%	0.9%	11.3%	12.5%	0.955	0.840	11.44	28.92	39.51	-46.87	33.00	3.3%	8.2%	11.3%	0.524	0.731	2.9%	7.4%	
IV	0.162	0.206	0.8%	1.8%	10.6%	13.2%	0.670	0.866	18.33	36.21	45.03	-46.67	52.89	4.3%	8.5%	10.6%	0.508	0.660	3.5%	6.7%	
V	0.216	0.258	1.1%	2.3%	10.9%	14.3%	0.686	0.869	27.84	44.88	55.81	-49.69	79.85	5.3%	8.6%	10.9%	0.470	0.611	4.2%	6.2%	
VI	0.280	0.316	1.5%	3.0%	10.6%	15.1%	0.709	0.875	39.75	53.14	65.03	-51.34	106.59	6.5%	8.7%	10.6%	0.429	0.559	5.0%	5.7%	
VII	0.341	0.373	2.1%	3.6%	10.2%	15.9%	0.733	0.883	54.90	63.79	74.20	-52.08	140.82	7.5%	8.8%	10.2%	0.392	0.510	5.5%	5.1%	
VIII	0.393	0.421	3.0%	4.1%	10.0%	17.1%	0.747	0.890	72.03	76.97	87.28	-54.30	181.98	8.3%	8.9%	10.0%	0.354	0.469	5.3%	4.7%	
IX	0.458	0.479	4.2%	4.7%	9.7%	18.6%	0.767	0.896	98.18	98.22	104.70	-57.05	242.04	9.1%	8.9%	9.7%	0.309	0.416	5.0%	4.2%	
X	0.573	0.588	8.2%	5.8%	8.4%	22.4%	0.812	0.912	218.03	152.78	140.06	-62.59	448.28	13.0%	9.1%	8.4%	0.239	0.325	4.8%	3.3%	
合計	0.339	0.369	3.0%	3.6%	10.1%	16.7%	0.722	0.880	50.16	57.10	66.29	-49.93	123.63	7.7%	8.7%	10.1%	0.382	0.511	4.7%	5.2%	

10歳～15歳の扶養家族がいる世帯

所得階層	税制改革前										税制改革後									
	所得税		住民税		社会保険料		負担額(万円)		負担率(%)		所得税		住民税		社会保険料		負担額(万円)		負担率(%)	
	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率
I	0.000	0.003	0.0%	0.0%	15.3%	15.3%	0.326	0.646	2.35	9.29	22.59	-26.97	7.26	1.6%	6.3%	15.3%	0.326	0.643	1.6%	6.3%
II	0.029	0.047	0.1%	0.4%	11.9%	12.4%	0.488	0.777	6.36	19.48	30.23	-41.31	14.76	2.5%	7.7%	11.9%	0.459	0.731	2.4%	7.3%
III	0.082	0.098	0.3%	0.8%	10.9%	12.1%	0.586	0.830	11.47	29.07	38.63	-50.34	28.83	3.2%	8.2%	10.9%	0.524	0.732	2.9%	7.4%
IV	0.123	0.168	0.6%	1.5%	10.9%	13.0%	0.626	0.856	17.48	37.19	47.70	-52.99	49.37	4.0%	8.5%	10.9%	0.503	0.688	3.4%	7.1%
V	0.185	0.234	1.0%	2.1%	11.0%	14.1%	0.676	0.873	28.98	46.54	59.02	-55.27	79.26	5.4%	8.7%	11.0%	0.491	0.640	4.4%	6.6%
VI	0.254	0.296	1.4%	2.8%	10.6%	14.8%	0.699	0.879	41.82	56.31	68.29	-57.64	108.77	6.5%	8.8%	10.6%	0.445	0.583	5.1%	6.0%
VII	0.305	0.346	1.9%	3.3%	10.5%	15.7%	0.723	0.884	57.25	67.03	79.74	-60.30	143.72	7.5%	8.9%	10.5%	0.418	0.539	5.7%	5.5%
VIII	0.369	0.402	2.8%	3.9%	10.4%	17.2%	0.739	0.890	76.16	78.82	92.46	-57.70	189.74	8.6%	8.9%	10.4%	0.370	0.488	5.8%	4.9%
IX	0.460	0.486	4.6%	4.8%	9.9%	19.3%	0.777	0.897	112.06	99.00	109.92	-58.35	262.63	10.1%	9.0%	9.9%	0.316	0.411	5.6%	4.2%
X	0.600	0.616	9.6%	6.1%	8.2%	23.9%	0.829	0.916	257.09	161.00	144.29	-62.14	500.24	14.6%	9.2%	8.2%	0.230	0.299	5.0%	3.0%
合計	0.362	0.393	3.8%	3.8%	10.1%	17.7%	0.731	0.884	64.99	64.76	74.11	-54.28	149.57	8.8%	8.8%	10.1%	0.369	0.490	5.0%	5.0%

16歳～23歳の扶養家族がいる世帯

所得階層	税制改革前										税制改革後									
	所得税		住民税		社会保険料		負担額(万円)		負担率(%)		所得税		住民税		社会保険料		負担額(万円)		負担率(%)	
	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率
I	0.000	0.002	0.0%	0.0%	16.2%	16.2%	0.341	0.716	2.16	9.07	20.62	-23.28	8.58	1.7%	7.1%	16.2%	0.341	0.714	1.7%	7.1%
II	0.016	0.039	0.1%	0.3%	13.4%	13.7%	0.504	0.803	6.49	19.87	33.13	-37.62	21.88	2.6%	8.0%	13.4%	0.487	0.763	2.5%	7.7%
III	0.051	0.088	0.3%	0.7%	11.1%	12.1%	0.560	0.842	10.33	28.16	37.25	-40.06	35.68	3.1%	8.4%	11.1%	0.510	0.754	2.8%	7.7%
IV	0.099	0.153	0.6%	1.3%	10.7%	12.6%	0.612	0.867	16.45	36.64	45.09	-44.68	53.50	3.9%	8.7%	10.7%	0.514	0.714	3.3%	7.4%
V	0.146	0.212	0.7%	1.8%	11.5%	14.1%	0.659	0.872	25.07	45.06	59.55	-48.40	81.29	4.9%	8.7%	11.5%	0.474	0.660	4.1%	6.9%
VI	0.196	0.256	1.0%	2.3%	11.0%	14.3%	0.669	0.880	33.58	53.93	67.01	-49.31	105.22	5.5%	8.9%	11.0%	0.474	0.624	4.5%	6.5%
VII	0.278	0.334	1.6%	3.2%	10.6%	15.4%	0.710	0.887	50.41	64.80	76.98	-52.18	140.02	6.9%	8.9%	10.6%	0.433	0.553	5.3%	5.7%
VIII	0.343	0.389	2.5%	3.8%	10.7%	17.0%	0.730	0.899	71.74	77.70	93.82	-50.77	192.50	8.2%	8.9%	10.7%	0.387	0.500	5.8%	5.1%
IX	0.419	0.456	3.8%	4.5%	10.1%	18.4%	0.758	0.896	101.72	96.45	109.20	-51.57	255.80	9.5%	9.0%	10.1%	0.339	0.441	5.7%	4.5%
X	0.613	0.634	10.8%	6.3%	7.8%	24.9%	0.834	0.920	286.70	168.94	142.83	-53.84	544.64	15.6%	9.2%	7.8%	0.221	0.287	4.8%	2.9%
合計	0.371	0.411	4.4%	4.0%	10.0%	18.4%	0.734	0.891	72.99	69.29	77.61	-47.30	172.49	9.4%	8.9%	10.0%	0.362	0.480	4.9%	4.9%

住民税給与・年金停止・所得税給与65年金70十人的控除停止・税額控除導入(税額控除15万円の還付、所得税・住民税・社会保険料まで十児童税額控除)
15歳以下の扶養家族がいる世帯

所得階層	税制改革前						税制改革後															
	所得税		住民税		負担率(%)		所得税		住民税		負担率(%)											
	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	社会 保険料	税額控除 計	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	社会 保険料	税額控除 計										
I	0.001	0.005	0.0%	0.0%	0.0%	15.0%	0.338	0.647	2.39	9.14	22.01	-25.58	7.96	1.6%	6.2%	15.0%	-17.4%	0.337	0.642	1.6%	6.2%	-17.4%
II	0.026	0.043	0.1%	0.3%	0.3%	12.2%	0.494	0.783	6.24	19.16	30.60	39.78	16.22	2.5%	7.7%	12.2%	-15.9%	0.489	0.740	2.4%	7.3%	-15.9%
III	0.071	0.109	0.4%	0.9%	0.9%	11.2%	0.591	0.838	11.25	28.66	38.87	46.63	32.15	3.2%	8.2%	11.2%	-13.4%	0.520	0.728	2.9%	7.4%	-13.4%
IV	0.151	0.195	0.9%	1.7%	1.7%	10.7%	0.653	0.863	17.71	36.24	45.42	47.42	51.99	4.2%	8.5%	10.7%	-11.1%	0.502	0.688	3.4%	6.8%	-11.1%
V	0.209	0.253	1.1%	2.3%	2.3%	11.0%	0.682	0.871	27.44	44.96	57.15	50.07	79.48	5.3%	8.6%	11.0%	-9.6%	0.473	0.618	4.2%	6.3%	-9.6%
VI	0.270	0.308	1.5%	2.9%	2.9%	10.6%	0.704	0.877	39.32	53.55	65.45	51.80	106.52	6.4%	8.7%	10.6%	-8.4%	0.434	0.589	4.9%	5.8%	-8.4%
VII	0.326	0.362	2.0%	3.5%	3.5%	10.4%	0.728	0.883	54.79	64.41	76.08	54.01	141.27	7.5%	8.8%	10.4%	-7.4%	0.402	0.521	5.5%	5.5%	-7.4%
VIII	0.385	0.414	2.9%	4.1%	4.1%	10.2%	0.744	0.890	73.07	77.06	88.87	54.46	184.54	8.4%	8.9%	10.2%	-6.3%	0.359	0.476	5.5%	4.8%	-6.3%
IX	0.462	0.486	4.4%	4.8%	4.8%	9.9%	0.772	0.896	104.84	96.84	107.01	56.18	252.52	9.7%	8.9%	9.9%	-5.2%	0.311	0.410	5.3%	4.1%	-5.2%
X	0.583	0.600	8.7%	6.0%	6.0%	8.4%	0.819	0.913	230.29	153.43	140.81	60.50	464.03	13.7%	9.1%	8.4%	-3.6%	0.236	0.314	4.9%	3.2%	-3.6%
合計	0.352	0.382	3.4%	3.7%	3.7%	10.1%	0.726	0.882	55.71	59.88	69.36	-50.35	134.60	8.2%	8.8%	10.1%	-7.4%	0.374	0.500	4.8%	5.1%	-7.4%

23歳以下の扶養家族がいる世帯

所得階層	税制改革前						税制改革後															
	所得税		住民税		負担率(%)		所得税		住民税		負担率(%)											
	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	社会 保険料	税額控除 計	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	課税所得 比率	社会 保険料	税額控除 計										
I	0.001	0.004	0.0%	0.0%	0.0%	15.2%	0.335	0.672	2.22	8.90	20.67	-23.37	8.43	1.6%	6.5%	15.2%	-17.2%	0.334	0.668	1.6%	6.5%	-17.2%
II	0.024	0.043	0.1%	0.3%	0.3%	12.6%	0.495	0.788	6.16	19.05	30.88	38.11	17.97	2.3%	7.7%	12.6%	-15.5%	0.471	0.746	2.4%	7.4%	-15.5%
III	0.069	0.107	0.3%	0.9%	0.9%	11.2%	0.583	0.839	10.90	28.32	38.20	44.00	33.42	3.2%	8.3%	11.2%	-12.9%	0.514	0.733	2.8%	7.4%	-12.9%
IV	0.145	0.191	0.9%	1.7%	1.7%	10.7%	0.645	0.864	17.32	36.01	45.04	45.65	52.73	4.1%	8.6%	10.7%	-10.8%	0.501	0.674	3.4%	6.9%	-10.8%
V	0.199	0.247	1.0%	2.2%	2.2%	11.1%	0.676	0.871	26.55	44.64	57.13	48.57	79.75	5.1%	8.6%	11.1%	-9.4%	0.477	0.624	4.1%	6.4%	-9.4%
VI	0.260	0.302	1.4%	2.8%	2.8%	10.7%	0.698	0.878	37.77	53.13	65.26	50.06	106.10	6.2%	8.7%	10.7%	-8.2%	0.438	0.576	4.8%	5.9%	-8.2%
VII	0.316	0.357	1.9%	3.4%	3.4%	10.4%	0.723	0.884	52.76	63.87	75.52	51.94	140.31	7.3%	8.8%	10.4%	-7.1%	0.406	0.528	5.4%	5.4%	-7.1%
VIII	0.374	0.408	2.8%	4.0%	4.0%	10.4%	0.739	0.890	71.46	76.59	89.57	51.89	185.73	8.3%	8.9%	10.4%	-6.0%	0.364	0.481	5.5%	4.9%	-6.0%
IX	0.445	0.473	4.1%	4.7%	4.7%	10.0%	0.765	0.896	101.53	95.84	107.01	52.91	251.47	9.5%	8.9%	10.0%	-4.9%	0.320	0.423	5.3%	4.3%	-4.9%
X	0.590	0.608	9.3%	6.0%	6.0%	8.3%	0.822	0.914	242.63	156.78	142.39	56.53	485.26	14.1%	9.1%	8.3%	-3.3%	0.231	0.307	4.8%	3.1%	-3.3%
合計	0.359	0.392	3.6%	3.8%	3.8%	10.1%	0.727	0.884	59.37	62.02	71.33	-48.21	144.51	8.4%	8.8%	10.1%	-6.8%	0.368	0.493	4.8%	5.0%	-6.8%

所得階層	世帯数	改革後税負担率				
		0~2%	2~4%	4~6%	6%以上	
I	1998	1181	383	194	127	113
II	1998	35	406	735	563	259
III	1998	3	53	441	957	544
IV	1998	0	12	174	962	850
V	1998	0	1	95	817	835
VI	1998	0	38	689	2710	1031
VII	1998	0	0	6	419	1573
VIII	1998	0	0	2	260	1736
IX	1998	0	0	0	71	1927
X	1998	0	0	0	0	6
合計	19980	1219	856	1685	4871	11349

所得階層	世帯数	改革後税負担率				
		0~2%	2~4%	4~6%	6%以上	
I	113	32	21	24	23	13
II	207	1	20	69	58	59
III	209	0	2	16	90	101
IV	217	0	0	12	71	134
V	220	0	0	3	37	180
VI	260	0	0	0	34	226
VII	300	0	0	0	22	278
VIII	346	0	0	0	13	333
IX	292	0	0	0	5	287
X	205	0	0	0	2	203
合計	2369	33	43	124	355	1814

所得階層	世帯数	改革後税負担率				
		0~2%	2~4%	4~6%	6%以上	
I	1998	295	16	26	127	1534
II	1998	0	0	0	51	1947
III	1998	0	0	0	2	998
IV	1998	0	0	0	0	1998
V	1998	0	0	0	1	1997
VI	1998	0	0	0	0	998
VII	1998	0	0	0	0	1998
VIII	1998	0	0	0	0	1998
IX	1998	0	0	0	0	1998
X	1998	0	0	0	0	1998
合計	19980	295	16	26	181	19482

所得階層	世帯数	改革後税負担率				
		0~2%	2~4%	4~6%	6%以上	
I	113	12	5	9	28	59
II	207	0	0	0	24	183
III	209	0	0	0	1	208
IV	217	0	0	0	0	217
V	220	0	0	0	0	220
VI	260	0	0	0	0	260
VII	300	0	0	0	0	300
VIII	346	0	0	0	0	346
IX	292	0	0	0	0	292
X	205	0	0	0	0	205
合計	2369	12	5	9	53	2290

年金世帯

所得階層	世帯数	改革後税負担率				
		0~2%	2~4%	4~6%	6%以上	
I	1116	722	279	93	22	16
II	1047	29	310	451	231	26
III	981	2	36	306	508	123
IV	927	0	0	104	376	239
V	845	0	0	47	488	310
VI	616	0	0	14	371	225
VII	373	0	0	3	131	239
VIII	220	0	0	0	61	153
IX	86	0	0	0	0	8
X	12	0	0	0	0	12
合計	6223	753	633	1018	2402	1417

所得階層	世帯数	改革後税負担率				
		0~2%	2~4%	4~6%	6%以上	
I	177	50	29	37	37	24
II	419	4	35	112	156	112
III	447	0	0	35	159	248
IV	514	0	0	13	129	372
V	184	0	0	5	87	447
VI	607	0	0	1	67	539
VII	283	0	0	0	44	594
VIII	627	0	0	0	25	602
IX	482	0	0	0	6	476
X	348	0	0	0	2	346
合計	4798	54	69	203	712	3760

年金世帯

所得階層	世帯数	改革後税負担率				
		0~2%	2~4%	4~6%	6%以上	
I	1116	1	4	6	22	1083
II	1047	0	0	0	1	1046
III	981	0	0	0	0	981
IV	927	0	0	0	0	927
V	845	0	0	0	0	845
VI	616	0	0	0	0	616
VII	373	0	0	0	0	373
VIII	220	0	0	0	0	220
IX	86	0	0	0	0	86
X	12	0	0	0	0	12
合計	6223	1	4	6	23	6189

年金世帯

所得階層	世帯数	改革後税負担率				
		0~2%	2~4%	4~6%	6%以上	
I	177	21	7	15	37	97
II	419	0	0	0	41	378
III	447	0	0	0	2	445
IV	514	0	0	0	0	514
V	539	0	0	0	0	539
VI	607	0	0	0	0	607
VII	638	0	0	0	0	638
VIII	627	0	0	0	0	627
IX	482	0	0	0	0	482
X	348	0	0	0	0	348
合計	4798	21	7	15	80	4675

9歳以下の扶養家族がいる世帯

所得階層	世帯数	改革後税負担率				
		0~2%	2~4%	4~6%	6%以上	
I	104	22	18	23	25	16
II	286	3	23	60	125	73
III	321	0	3	23	102	193
IV	381	0	0	2	81	298
V	411	0	0	2	65	344
VI	470	0	0	1	44	425
VII	445	0	0	0	29	416
VIII	383	0	0	0	14	369
IX	258	0	0	0	2	256
X	198	0	0	0	1	197
合計	3257	25	44	111	488	2589

23歳以下の扶養家族がいる世帯

所得階層	世帯数	改革後税負担率				
		0~2%	2~4%	4~6%	6%以上	
I	255	79	43	52	50	31
II	509	5	45	126	198	135
III	559	0	6	54	210	289
IV	608	0	0	19	166	423
V	646	0	0	6	122	518
VI	730	0	0	2	94	634
VII	811	0	0	0	67	744
VIII	842	0	0	0	41	801
IX	717	0	0	0	9	708
X	525	0	0	0	2	523
合計	6202	84	94	259	959	4806

9歳以下の扶養家族がいる世帯

所得階層	世帯数	改革後税負担率				
		0~2%	2~4%	4~6%	6%以上	
I	104	9	5	7	18	65
II	286	0	0	0	28	258
III	321	0	0	0	1	320
IV	381	0	0	0	0	381
V	411	0	0	0	0	411
VI	470	0	0	0	0	470
VII	445	0	0	0	0	445
VIII	383	0	0	0	0	383
IX	258	0	0	0	0	258
X	198	0	0	0	0	198
合計	3257	9	5	7	47	3189

23歳以下の扶養家族がいる世帯

所得階層	世帯数	改革後税負担率				
		0~2%	2~4%	4~6%	6%以上	
I	255	33	7	17	46	182
II	509	0	0	0	50	459
III	559	0	0	0	2	557
IV	608	0	0	0	0	608
V	646	0	0	0	0	646
VI	730	0	0	0	0	730
VII	811	0	0	0	0	811
VIII	842	0	0	0	0	842
IX	717	0	0	0	0	717
X	525	0	0	0	0	525
合計	6202	33	7	17	98	6047

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））
「所得・資産・消費と社会保険料・税の関係に着目した社会保障の給付と負担の在り方に関する研究」

分担研究報告書

『国民生活調査』による疑似パネルデータ拡充のための予備的研究

研究分担者 岩本 康志 東京大学大学院経済学研究科教授

研究要旨

この研究では、研究分担者が以前に作成した『国民生活基礎調査』（厚生労働省）による疑似パネルデータ（以下、既存パネルデータ、と呼ぶ）の延長をするため、新規データの規格を作成する。2000年に作成された既存パネルデータは、1986～1995年までの10年間を対象期間とするが、作成から10年を経過して、データ収録年が古くなってきたことともに、新しい調査が蓄積されてきており、新規データの拡充を図るべき時機が到来している。新規データのための再集計の利用申請を進めているところであるが、それに先立ち、最近年の調査における集計可能項目を整理して、新しい集計作業の方針を策定した。

世帯・健康票系列は、1995年まで作成された30系列のうち、27系列は延長できる。3系列はそのまま延長できない。また、調査項目の新設により、新しい系列を3系列作成できることがわかった。これまで作成された所得・貯蓄票系列の31系列は、継続して作成可能である。その他に継続調査されて、疑似パネルデータが作成できる項目はなかった。既存パネルデータでは2つの変数の共分散が4系列作成されていたが、使用された変数のいずれも継続されて調査されており、新規データを作成することが可能である。

調査項目の変更はよく生じるが、既存の疑似パネルデータに採用した項目の大半は、その後も継続的に調査されており、ほぼ期間を延長する形での疑似パネルデータ作成が可能である。2007年までの疑似パネルデータが集計されれば22年間のデータが利用可能になる。最近時点までカバーしていること、長期間をカバーすることで、より一層の利用価値が高まるものと考えられる。

A. 研究目的

この研究では、分担研究者が以前に作成した『国民生活基礎調査』（厚生省）による疑似パネルデータ（以下、既存パネルデータ、と呼ぶ）の延長をするため、新規データの規格を作成する。2000年に作成された既存パネルデータは、1986～1995年までの10年間を対象期間とするが、作成から10年を経過して、データ収録年が古くなってきたこととともに、新しい調査が蓄積されてきており、新規データの拡充を図るべき時機が到来している。そのため、新規データ作成のため、再集計の利用申請を進めているところである。

本研究の目的は、疑似パネルデータ作成のための『国民生活基礎調査』再集計作業に先立ち、最近年の調査における集計可能項目を整理し、新しい集計作業の方針を策定することにある。

B. 研究方法

1986年から2007年までの『国民生活基礎調査』報告書に掲載された調査票をもとに、この期間の調査項目を一覧できる形に整理する。その際、項目の改廃の変遷、コードの変更を記録する。既存パネルデータの項目について、1996年以降に拡張可能であるかの視点から、1996年以降の調査の有無、コードの変更の有無を調

べる。さらに、既存パネルデータの対象変数でない調査項目について、1996年以降に継続的に調査され、パネルデータの作成が可能な項目がないかを調査する。

(倫理面への配慮) 今回の研究では、マイクロデータ集計に先立つ予備的調査であって、マイクロデータを直接使用することはない。『国民生活基礎調査』報告書に記載された公開情報にのみ基づいており、研究方法上、倫理面の問題は生じない。

C. 研究結果

すでに疑似パネルデータが作成されている項目の多くは、1996年以降も継続的に調査されており、新規データを作成して、既存データと接続可能であることがわかった。世帯・健康票系列は、1995年まで作成された30系列のうち、27系列は延長できる。3系列はそのまま延長できない。また、調査項目の新設により、新しい系列を3系列作成できることがわかった。

延長できない3系列は以下の通り。「作付可能な耕地面積」は、1998年より調査されなくなったため、1997年までの作成となる。「介護の要否・寝たきりの期間」は、2001年より介護票による調査が始まり、項目概念が変わったことから、1998年までの作成となる。「1月以上の就床者」は、2001年より調査されていないため、それ以降の集計は行えない。

新しい系列として、3系列を作成できる。「手助けや見守りの要否」が2001年より調査されている。これは、「介護の要否・寝たきりの期間」の概念変更ととらえることもできるが、変更前後の集計表では、同一概念の接続とは考えられないような計数の断絶があるので、別系列と扱った方が望ましい。「悩みやストレスの有無」は1995年以降、継続的に調査され、「喫煙の状況」は2001年から調査されている。

所得票と貯蓄票の調査項目には若干の修正

はあったが、これまで作成された所得・貯蓄票系列の31系列は、継続して作成可能である。その他に継続調査されて、疑似パネルデータが作成できる項目はなかった。

既存パネルデータでは2つの変数の共分散が4系列作成されていたが、使用された変数のいずれも継続されて調査されており、新規データを作成することが可能である。

D. 考察

すべての調査年について調査項目一覧にした表からは、調査項目の変更がよく生じていることがわかる。しかし、1995年までに継続して調査されており、疑似パネルデータに採用した項目の大半は、その後も継続的に調査されており、ほぼ期間を延長する形での疑似パネルデータの作成が可能である。

2007年までの疑似パネルデータが集計されれば、22年間のデータが利用可能になる。最近時点までカバーしていること、長期間をカバーすることで、より一層の利用価値が高まると考えられる。例えば、消費・所得の不平等度の分析では、「格差」問題が話題になった時期をカバーすることができる。時系列面でのデータ数が増えることで、時系列面要素を考慮した計量モデルを当てはめることが可能になり、推定精度を上げることに貢献できると期待される。

E. 結論

『国民生活基礎調査』による疑似パネルデータは、分担研究者によって1986年から1995年の10年分が作成されているが、作成から10年を経過し、データ収録年が古くなってきたこと共に、新しい調査が蓄積されてきており、新規データの拡充を図るべき時機が到来している。新規データのための再集計の利用申請を進めているところであるが、それに先立ち、最近年の調査における集計可能項目を整理して、新

しい集計作業の方針を策定した。

調査項目の変更はよく生じているが、既存の疑似パネルデータに採用した項目の大半は、その後も継続的に調査されており、ほぼ期間を延長する形での疑似パネルデータの作成が可能である。2007年までの疑似パネルデータが集計されれば、22年間のデータが利用可能になる。最近時点までカバーしていること、長期間をカバーすることで、より一層の利用価値が高まるものと考えられる。

F. 健康危険情報 なし

G. 研究発表

1. 論文発表 なし
2. 学会発表 なし

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1. 特許取得 なし
2. 実用新案登録 なし
3. その他 なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）

「所得・資産・消費と社会保険料・税の関係に着目した社会保障の給付と負担の在り方に関する研究」

『国民生活基礎調査』による疑似パネルデータ拡充のための予備的研究

岩本康志

（東京大学大学院経済学研究科教授）

1. はじめに

この研究では、筆者が以前に作成した『国民生活基礎調査』（厚生労働省）による疑似パネルデータの延長をするため、新規データの規格を検討する。現在、提供されている疑似パネルデータは、2つのプロジェクトから段階的に作成された。

Phase 1（1989年～1995年）：国立社会保障・人口問題研究所による『国民生活基礎調査を用いた社会保障の機能評価に関する研究』（1998年6月16日，総務庁告示第88号による目的外使用¹⁾）

Phase 2（1986年～1988年）：（財）医療経済研究機構による『医療・介護・年金の各システムが経済活動に与える影響に関する調査研究』（1999年4月7日，総務庁告示第72号による目的外使用）

以上のプロジェクトでの成果を総合したものが、2000年にVersion 2（1986～1995年）として、10年間の疑似パネルデータとなっている。

Phase 1のデータは、作成時に岩本(2000a)の分析に使用され、その後、Version 2のデータは研究者に提供され、これまでの研究で利用されてきた。しかし、Version 2からほぼ10年を経過して、データ収録年が古くなってきたことともに、新しい調査が蓄積されてきており、新規データの拡充を図るべき時機が到来している。

この研究の目的は、疑似パネルデータ作成のための『国民生活基礎調査』の再集計作業に先立ち、最近年の調査における集計可能項目を整理して、新しい集計作業の方針を策定することにある。

2. 疑似パネルデータとは

疑似パネルデータは、繰り返しおこなわれる横断面調査から、同一属性をもつ集団の集計値を構成して、その集団に関して時系列と横断面のそろったパネルデータを構成したものである。世帯調査では、個人あるいは世帯主の出生年別にデータを集計して、コーホートの集計量のパネルデータを作成する。このデータは、分析の目的となるモデルが特定のコーホートについて集計可能なものになっていれば、本来のパネルデータに準じた取り扱いが可能になってくる。

経済学の分野では、Browning, Deaton and Irish (1985)が、英国の家計調査 (Family Expenditure Survey)によって、疑似パネルデータを作成した。わが国では、大竹・斉藤(1996)、

¹ 岩本(2000b)が、このデータを解説している。

伴・高木(1999)が『全国消費実態調査』(総務省統計局), 日本労働研究機構(1997)が『高年齢者就業実態調査』(労働省), 高木(1997)が『日経金融行動調査』をもとに疑似パネルデータを作成して, 分析に使用している。

3. データの構成

『国民生活基礎調査』は, 1986年に従来の4調査(『厚生行政基礎調査』, 『国民健康調査』, 『国民生活実態調査』, 『保健衛生基礎調査』)を統合して発足し, 毎年実施されている統計調査である。調査は, 「世帯票」, 「所得票」, 「健康票」, 「貯蓄票」, 「介護票」の5つの調査票から構成され, このうち, 前の2つは毎年, 後の3つは3年に一度の大規模調査の際に調査される。

今回の作業は, 1996年(平成8年)以降のデータを集計することを意図している。長期にわたり, 集計項目に変化があるので, その関係を整理しよう。

疑似パネルデータは, まず, H(世帯・健康票), I(所得・貯蓄票)系列の2つに分類される。そして, 集計する変数は, 質的変数(例えば公的年金の受給状況)と量的変数(例えば年金・恩給の受給額)の2種類に区分することができる。なかには, 「健康意識」のように質的変数としても量的変数としてもあつかわれる項目もある。この区分により, 変数は1(質的変数), 2(量的変数)系列に分類される。また, 一部の変数については2変数の共分散を集計しており, これを3(共分散変数)系列とする。

また, 集計の対象となる変数には, 世帯属性(例えば住居の種類, 室数)や個人属性(例えば医療保険の加入状況など)の2種類の属性に区別できる。この区分により, H(世帯属性), P(個人属性)系列に分類する。

以上の区分法により, 疑似パネルデータの系列は,

H 世帯・健康票系列

H 1 質的変数

H 1 H 世帯属性(4)

H 1 P 個人属性(17)

H 2 量的変数

H 2 H 世帯属性(9)

I 所得・貯蓄票系列

I 1 質的変数

I 1 H 世帯属性(4)

I 2 量的変数

I 2 H 世帯属性(9, 世帯主系列は13)

I 2 P 個人属性(14)

I 3 共分散変数

I 3 H 世帯属性(2)

I 3 P 個人属性(2)

のように分類される。括弧内は集計される系列数を表し, 合計で61(世帯主系列は65)系列からなる。集計対象となった変数は, 継続的に調査されていることを基準として選択されている。

(1) 世帯・健康票系列

表1は世帯票の調査項目を、表2は健康票の調査項目を一覧にしたものである(表では調査年を年号で示している)。

表1 世帯票の調査項目

項目	61	62	63	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
(世帯部)																						
地区番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
単位区番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
世帯番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市郡・県・指定都市番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
生活保護の状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
単身世帯の区分	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
作付可能な耕地面積	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
家計支出額	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
耐久消費財の支出額										○	○											
冠婚葬祭費の支出額										○	○											
別居の親・子への仕送り額																				○		○
最多所得者の世帯員番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
現在の住居の状況	○			○			○					○			○				○			○
室数	○			○			○				○				○				○			○
畳数	○			○			○				○				○				○			○
床面積																						
敷地面積																						
特定転出者のいる世帯										○			○			○			○			○
訪問看護等の状況				○																		
乳幼児の日中における保育等の状況													○			○			○			○
育児にかかった費用																○			○			○
淳同居の状況													○									
県・指定都市別ウエイ				○			○			○			○			○			○			○
(個人部)																						
世帯員番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
世帯主との続柄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
出生年月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
配偶者の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
医療保険の加入状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
傷病状況		○	○		○	○		○	○		○	○		○	○		○	○		○	○	
介護の要否	○			○			○			○			○									
手助けや見守りの要否																						
介護保険																						
日常生活の自立の状況																						
日常生活の自立の期間																						
要介護時間										○			○									
日常会話等の意思疎通の状況																						
主な介護者の同別居の別	○			○			○			○			○			○			○			○
主な介護者の世帯員番号	○			○			○			○			○			○			○			○
主な介護者の続柄	○			○			○			○			○			○			○			○
主な介護者の性	○			○			○			○			○			○			○			○
介護期間																						
介護が必要となった主な原因																						
介護等にかかった費用																						
過去1年間の在宅サービスの利用状況																						
ねたきりか否か	○			○			○			○			○									
寝たきりの主な原因																						
寝たきりの期間																						
寝たきりにかかった費用																						
収入を伴う仕事の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
仕事の種類	○			○			○			○			○			○			○			○
就業開始時期及び就業時間・通勤時間																						
勤めか自営かの別	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
就業希望の有無と理由																						
公的年金の加入状況(現在)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公的年金の加入状況(1年前)	○																					
公的年金・恩給の受給状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
個人年金							○	○	○													
結婚年月	○																					
別居している子の有無	○			○			○			○			○			○			○			○
看護婦等の就業状況				○																		

表2 健康票の調査項目

項目	61	1	4	7	10	13	16	19
地区番号	○	○	○	○	○	○	○	○
単位区番号	○	○	○	○	○	○	○	○
世帯番号	○	○	○	○	○	○	○	○
世帯員番号	○	○	○	○	○	○	○	○
性別	○	○	○	○	○	○	○	○
出生年月	○	○	○	○	○	○	○	○
入院状況	○	○	○	○	○	○	○	○
入院時期	○	○	○	○				
自覚症状の有無	○	○	○	○	○	○	○	○
自覚症状の症状名	○	○	○	○	○	○	○	○
自覚症状の主症状名	○	○	○	○	○	○	○	○
思う症状の有無				○	○			
思う症状の症状名				○	○			
自覚症状による就床の有無	○	○	○					
主症状による就床の有無			○					
自覚症状による日常生活への影響の有無	○							
自覚症状に対する治療の有無	○	○	○	○	○			
主症状に対する治療の有無			○	○	○	○	○	○
通院・通所状況	○	○	○	○	○	○	○	○
往診の有無				○	○	○		
傷病名	○	○	○	○	○	○	○	○
主傷病名	○	○	○	○	○	○	○	○
通院機関	○	○	○			○	○	○
通院所用時間	○	○						
通院期間	○							
転医状況	○							
外出への影響	○							
仕事への影響	○							
傷病治療状況				○	○	○	○	
主傷病治療状況				○	○	○	○	
主傷病で通院を始めた時期				○	○	○	○	
費用						○	○	○
入院・入所の有無				○				
入院・入所費用				○				
かかりつけの診療所・病院の有無				○				
かかりつけの機関				○				
かかりつけの診療所・病院での受診の有無				○				
就床の有無		○	○	○	○			
日常生活への影響		○	○	○	○	○	○	○
就床日数	○	○	○	○	○	○	○	○
健康意識	○	○	○	○	○	○	○	○
身長・体重	○							
悩みやストレスの有無				○	○	○	○	○
悩みやストレスの原因				○	○	○	○	○
飲酒の状況						○		
喫煙の状況						○	○	○
健康診断受診の有無	○	○	○	○	○	○	○	○
健康診断受診項目	○	○	○					
健康診断受診理由				○				○
がん検診の受診の有無						○	○	○
日ごろ実行している事柄	○	○	○	○	○	○		

1996年以降に、調査項目がいくつか変更になっているが、それらを反映した変更を加えて、今後の作業で下記のような系列を作ることにする。とくに記述がないものは、以前のものがそのまま延長される。

世帯・健康票系列

質的変数

H1H 世帯属性

系列1 市郡

系列2 作付可能な耕地面積

平成10年より調査されなくなったため、平成9年までの作成となる。

系列3 住居の種類

系列4 世帯構成

H1P個人属性

系列1 配偶者の有無

系列2 医療保険加入状況

系列3 仕事の有無

系列4 職業分類

系列5 勤めか自営かの別

系列6 公的年金加入状況

系列7 公的年金・恩給受給の有無

公的年金・恩給受給状況

系列8 子との同別居状況

系列9 介護の要否・寝たきりの期間

平成13年より介護票による調査が始まったことから、「手助けや見守りの要否」に変更される。平成10年までは「介護の要否・寝たきりの期間」、平成13年以降は「手助けや見守りの要否」とする。

系列10 介護の種類

系列11 通院状況

系列12 自覚症状の有無

系列13 1月以上の就床者

平成13年より調査されていないため、新規作業での集計はおこなわない。

系列14 日常生活影響の有無

日常生活影響

系列15 就床日数

系列16 健康意識

系列17 日頃実行している事柄の有無

日頃実行している事柄

さらに、新規に調査されている項目として、以下の2系列を加える。

悩みやストレスの有無（平成7年から調査されている。）

喫煙の状況（平成13年から調査されている。）

(2) 所得・貯蓄表系列

つぎに、表3は、所得・貯蓄票の調査項目を示したものである。

表3 所得・貯蓄票の調査項目

項目	61	62	63	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
(世帯部)																						
地区番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
単位区番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
世帯番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
世帯区分	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
所得人数	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
所得税	○			○			○															
住民税	○			○			○															
社会保険料	○			○			○															
固定資産税	○			○			○															
課税の状況		○	○		○	○		○	○													
生活意識	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
世帯主の税法上の扶養親族数				○							○	○	○									
親への経済的援助の状況		○			○																	
家計の状況			○			○			○													
教育費								○														
貯蓄現在高	○			○			○						○						○			○
前年比の貯蓄												○		○				○		○		○
借入金残高	○			○			○					○						○		○		○
(個人部)																						
性別	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
出生年月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
雇用者所得	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業所得	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
農耕・畜産所得	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
家内労働所得	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公的年金・恩給	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
雇用保険																				○	○	○
公的年金・恩給以外の社会保障給付金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
その他の社会保障給付金																				○	○	○
財産所得	○	○	○																	○	○	○
家賃・地代の所得				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
利子・配当金				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
仕送り	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
個人年金																						
企業年金・個人年金等																					○	○
その他の所得	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
所得税											○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住民税											○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
社会保険料											○	○	○	○	○	○	○	○				
医療保険																				○	○	○
年金保険																				○	○	○
介護保険																				○	○	○
その他																				○	○	○
固定資産税											○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
個人年金掛金																				○	○	○

表3より、所得の調査項目が詳細になる方向に、調査項目の変更がおこなわれていること

がわかる。しかし、このような詳細な項目の利用ニーズは疑似パネルデータではあまり高くないものとして、95年までの疑似パネルデータは、以下のように項目はまとめて集計されていた。そのため、今回の延長推計でも、項目の変更を生じないものとした。

所得・貯蓄票系列

質的変数

I1H 世帯属性

- 系列1 生活意識
- 系列2 貯蓄額
- 系列3 貯蓄の増減の状況
- 系列4 借入額

量的変数

I2H 世帯属性

- 系列1 世帯所得
- 系列2 対数世帯所得
- 系列3 世帯所得税
- 系列4 世帯住民税
- 系列5 世帯社会保険料
- 系列6 世帯固定資産税
- 系列7 世帯可処分所得
- 系列8 対数世帯可処分所得
- 系列9 生活意識
- 系列10 貯蓄額
- 系列11 対数貯蓄額
- 系列12 借入額
- 系列13 対数借入額

I2P 個人属性

- 系列1 所得
- 系列2 対数所得
- 系列3 稼働所得
- 系列4 対数稼働所得
- 系列5 雇用者所得
- 系列6 対数雇用者所得
- 系列7 公的年金・恩給
- 系列8 公的年金・恩給以外の給付金
- 系列9 所得税
- 系列10 住民税
- 系列11 社会保険料

- 系列 1 2 固定資産税
- 系列 1 3 可処分所得
- 系列 1 4 対数可処分所得

(3) 共分散系列

2つの変数の共分散を計算した系列は、調査項目の変化がないので、変更はないまま集計することにする。

共分散変数

I3H 世帯属性

- 系列 1 家計支出額と所得
- 系列 2 対数家計支出額と対数所得

I3P 個人属性

- 系列 1 健康意識と対数雇用者所得
- 系列 2 健康意識と対数稼働所得

すでに疑似パネルデータが作成されている項目の多くは、1996年以降も継続的に調査されており、新規データを作成して、既存データと接続可能であることがわかった。

世帯・健康票系列は、1995年まで作成された30系列のうち、27系列は延長できる。3系列はそのまま延長できない。また、調査項目の新設により、新しい系列を3系列作成できることがわかった。

所得票と貯蓄票の調査項目には若干の修正はあったが、これまで作成された所得・貯蓄票系列の31系列は、継続して作成可能である。その他に継続調査されて、疑似パネルデータが作成できる項目はなかった。

既存パネルデータでは2つの変数の共分散が4系列作成されていたが、使用された変数のいずれも継続されて調査されており、新規データを作成することが可能である。

4. 考察

すべての調査年について調査項目一覧にした表からは、調査項目の変更がよく生じていることがわかる。しかし、1995年までに継続して調査されており、疑似パネルデータに採用した項目の大半は、その後も継続的に調査されており、ほぼ期間を延長する形での疑似パネルデータの作成が可能である。

2007年までの疑似パネルデータが集計されれば、22年間のデータが利用可能になる。最近時点までカバーしていること、長期間をカバーすることで、より一層の利用価値が高まると考えられる。例えば、既存パネルデータを用いて岩本(2000a)がおこなったような、消費・所得の不平等度の分析においては、「格差」問題が話題になった時期をカバーすることができる。時系列面でのデータ数が増えることで、時系列面要素を考慮した計量モデルを当てはめることが可能になり、推定精度を上げることに貢献することが期待される。

5. 結論